

学校いじめ防止基本方針

鹿児島玉龍中学校
鹿児島玉龍高等学校

○いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)(抄)

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

注1)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等該当児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

注2)「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかなければならない。

鹿児島玉龍の生徒がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が「いじめは絶対に許されない。」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、生徒も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかなければならない。

- ・全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにいじめが行われなくなるようにする。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- ・家庭、地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の克服に当たる。

学校教育目標

「潑瀾・躍進・玲瓏」の校訓のもと、文武両道、行学一体の伝統を継承し、6年間中高一貫教育を通して、真の学力向上を図り、豊かな人間性や国際性を培い、社会に貢献する有為な人材を育成する。

教育関係法規

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領
- ・いじめ防止対策推進法など

学校経営の努力目標

- ・真の学力向上に努める。
- ・豊かな人間育成に努める。
- ・国際性の育成に努める。

いじめ防止対策委員会

目的

全教育活動を通して、道徳的实践力を養わせる学習活動の推進や、いじめ防止に関する年間計画を作成し、いじめ問題の未然防止、早期発見、対応ができるよう連絡・調整を行う。

また、必要に応じて家庭・地域や関係機関等との連携を密にし、その解決を促進する。

組織構成

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任(中学は学年生徒指導係)、教務主任、教育相談係・スクールカウンセラー、養護教諭、その他必要に応じて関係教諭、部顧問、及び外部専門家

運営

(高校)年4回の定例会を開催し、いじめ事案が発生した場合は臨時に開催する。その際の構成委員は必要に応じたメンバーとする。

(中学)毎月第3水曜日に実施する。情報交換を行い、方針を議論する。その後、職員朝会、職員会議で全職員の共通理解と情報の共有化を図る。

時代や社会の要請

- ・国際化、情報化社会の変化への対応
- ・いじめの問題や不登校問題等への対応と解決
- ・生涯学習の推進

学校や地域社会の実態

- ・高校生、中学生の意識及び実態の把握
- ・教師及び保護者の願い
- ・地域社会からの要請

学校での取り組み

PTA(保護者)との連携

- ・ P T A 理事会
- ・ P T A 総会
- ・ 学年 P T A
- ・ 学級 P T A 等
- ・ 学校評価アンケートの活用

・教育活動の重点

いじめ問題を考える週間や共通主題を設定した道徳の授業を、全学級において実施し、その充実を図る。

・生徒の主体的な活動

生徒会活動を中心にしたいじめ防止標語・ポスターの作成、および啓発活動を行う。L H R , 学活等において学んだことに対する振り返りを行う。

【いじめの未然防止】

- いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・ 授業規律の徹底と規範意識を高める集団づくり
 - ・ 一人一人に配慮したわかる授業づくり
 - ・ いじめ問題を考える週間における統一L H R , 学活
 - ・ ホームルーム活動を通して望ましい人間関係づくり
 - ・ 教科指導や外部指導者の講話を通しての情報モラル教育の充実
 - ・ いじめ問題に関する校内研修の計画と実施等
 - ・ 標語、ポスター等による啓発

【いじめの早期発見(いじめを訴えやすい環境を整える)】

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いじめを軽視することなく早い段階からの確に関わりを持ち積極的にいじめを認知できるようにする。
- ・ 生活の記録を活用した生徒の観察
 - ・ 学校楽しいーと等のアンケートや教育相談の実施
 - ・ いじめに関わる情報の収集と分析及び共有
 - ・ 校内研修による教職員の意識向上
 - ・ 学校新聞や学年・学級 P T A を通じて取組の発信

【いじめに対する早期対応】

- ・ 関係生徒への事実確認と支援及び指導
- ・ S C , S S W との連携(職員研修、講話など)
- ・ 保護者(被害者生徒、加害者生徒、その他の全ての生徒)への対応

市教育委員会・関係機関との連携

- ・ 指導主事の派遣及び助言
- ・ 研修会等への講師依頼
- ・ 鹿児島中央警察署・春日交番
- ・ 児童相談所
- ・ 学校ネットパトロール
- ・ 福祉機関や医療機関等
- ・ スクールロイヤー

<鹿児島市教育委員会青少年課> 227-1971
 <鹿児島中央警察署生活安全課> 222-0110(267)
 <春日交番> 247-2376
 <中央児童相談所> 264-3003

【いじめへの早期対応】

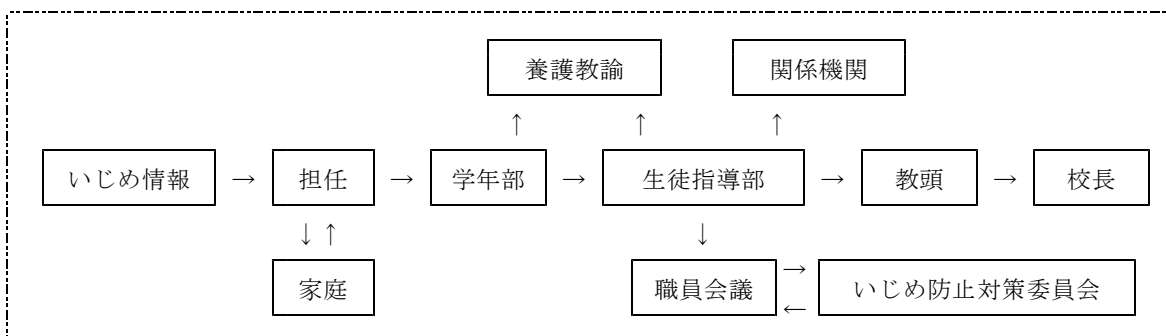
全職員が、迅速で組織的な対応を心がけるとともに、情報を共有し合い、役割分担を明確にし、いじめられた子を絶対に守るという認識を持つ。

- ・ 「いじめは絶対に許されない」という職員の毅然として一貫した態度を示す。
- ・ 事実を正確に把握する。
- ・ 報告・連絡・相談を確実に実践する。
- ・ いじめの再発防止を防ぐための指導法の工夫・改善に努める。

<具体的な取組>

- ・ 被害生徒、加害生徒からの聞き取りを行い、正確な情報を把握し、共通理解する。
- ・ 被害生徒の心のケアを第一に考え、守り通すという姿勢で対応する。
- ・ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。場合によっては特別な指導を行う。
- ・ 傍観者から協力者(仲裁者)を作る。
- ・ 被害生徒、加害生徒の保護者については、それぞれ家庭訪問し、丁寧に状況を説明する。
- ・ 被害生徒と保護者については、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携のもとで継続的な心のケアを行う。

<連絡体制>



【重大事態への対処】

重大事態とは、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合のことをいう。

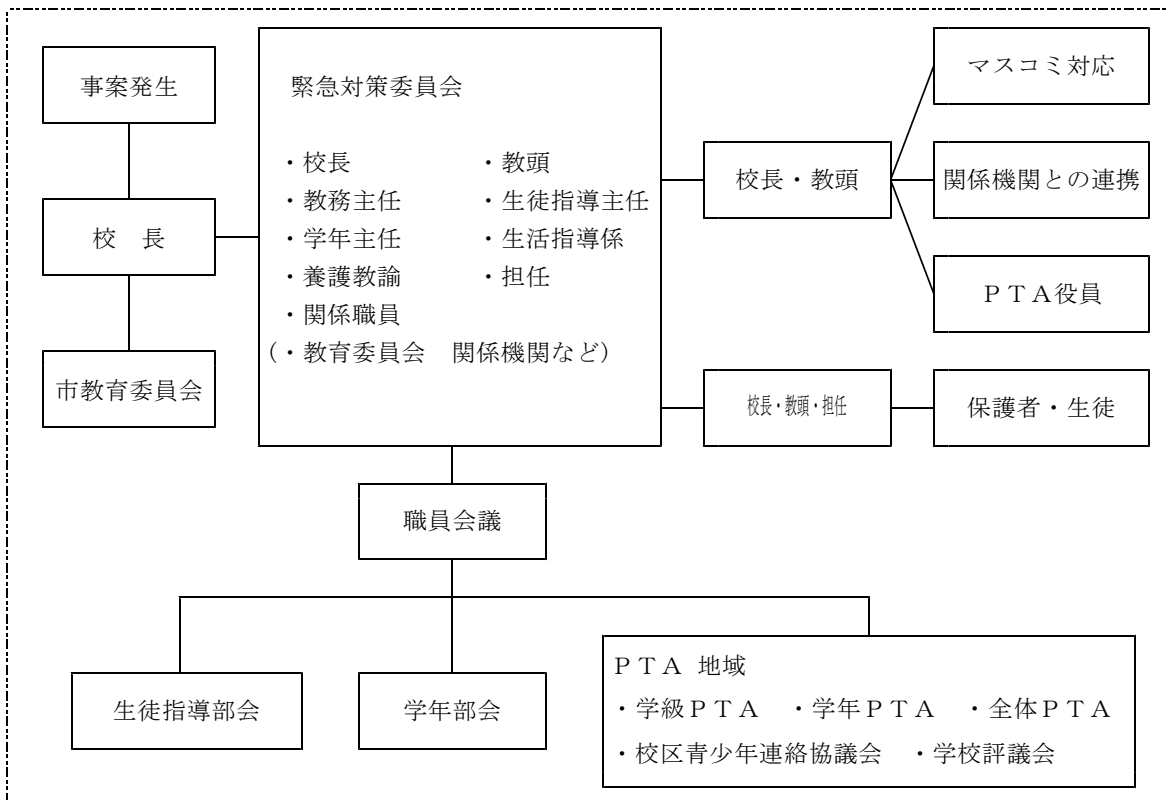
- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

<具体的な取組>

- ・事態の状況確認、情報収集、情報整理

- ①教育委員会や関係機関と連携を図りながら、生徒指導部、学年部を中心に客観的かつ正確な事実確認を速やかに調査する。
- ②必要に応じて、アンケートを実施する。
- ③状況によっては、関係機関と一緒に情報収集にあたる。
- ④把握できた情報は、校長に報告し、全体で共有する。(いつ、どこで、誰が、何を、どのように、なぜ「人間関係の状況や学校の対応に関する課題等」)

<重大事態への緊急対応>



- ・生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア

- ①教育委員会、関係機関と連携を図りながら、養護教諭を中心に該当生徒・保護者の心のケアを行う。
- ②状況によっては、臨床心理士等の専門医の派遣を依頼し、対応してもらう。
- ③関係職員の心のケアにも十分注意する。
- ④関係機関(P T A他)等と充分連携を図り、事案の解決を行う。

関係機関との連携は、校長が中心となっていくが、状況により、教頭、生徒指導主任、学年主任が行うこともある。

相談窓口のご案内

- 電話で相談する
 - 鹿児島県総合教育センターの Web サイト (外部サイトへリンク)
 - (<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/advice/ijime/top.html>)
 - ・その他の相談窓口
 - 鹿児島県の Web サイト (県の主な相談機関一覧表)
 - (http://www.pref.kagoshima.jp/aa02/kohokocho/iken_teian_soudan/ken_soudan/kensoudan_3.html)
- SNSで相談する
 - 鹿児島県教育委員会の Web サイト (SNS を活用した相談・通報事業) で紹介しています
 - (<https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/sns-soudan.html>)

【年間計画】

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	
	中学校	高 校	中学校	高 校
4	・道徳の授業の実施(通年) ・いじめ問題を考える週間 (全学級いじめ問題を考える道徳の実施)	・担任引継会(新旧担任及び旧中3担任) ・いじめの問題を考える週間 (各学年ごとにテーマを設けて統一LHRを実施)	・年間計画の検討 ・職員会議等での情報共有 ・生活の記録の活用(通年) ・三者相談, 二者相談	・年間計画の検討 ・職員会議等での情報共有 ・『未来への架け橋』の活用(通年) ・二者面談
5	・いじめ問題に関する標語, ポスターの募集 ・PTA総会, 学年・学級PTA(保護者への啓発活動)	・いじめ問題に関する標語, ポスターの募集 ・保護者対象の情報モラルに関する講演会	・学校楽しいーと ・SNSチェックシート	・いじめ防止対策委員会 ・学校楽しいーと ・SNSチェックシート
6		・生徒対象の情報モラルに関する講演会 ・学年PTA・学級PTA(3年)(保護者への啓発活動)	・学校生活アンケート	・学校生活アンケート ・いじめ防止対策委員会
7	・学年, 学級PTA(保護者への啓発活動)	・校内職員研修	・三者相談, 二者相談	・三者面談, 二者面談
8				
9			・学校楽しいーと	・学校楽しいーと
10		・学年学級PTA(1・2年)(保護者への啓発活動) ・いじめの問題を考える週間(各学年ごとにテーマを設けて統一LHRを実施)		・教育相談
11	・学年, 学級PTA(保護者への啓発活動)		・学校生活アンケート	
12			・三者相談, 二者相談	・学校生活アンケート ・いじめ防止対策委員会
1			・学校楽しいーと ・SNSチェックシート	・学校楽しいーと ・SNSチェックシート ・二者面談
2			・学校生活アンケート	・学校生活アンケート ・いじめ防止対策委員会
3			・年間計画の検討	・年間計画の検討

① 生徒指導部企画係会：中：毎週水曜日 高：火曜日

② 生活指導係会：高：毎週木曜日

③ いじめ防止対策委員会：高校…年4回実施(必要に応じて臨時の委員会), 中学校…毎月第3月曜日実施

④ スクールカウンセラー：水曜午前・金曜終日(中学校), 月曜終日(高校), 他別に月1回来校

⑤ いじめ問題等に関する調査(県に報告)：毎月実施